

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成30年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第20号

指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例及び指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

(指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第79号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第1章 [略]	第1章 [略]
第2章 児童発達支援	第2章 児童発達支援
第1節・第2節 [略]	第1節・第2節 [略]
第3節 基準該当通所支援に関する基準（第55条の2－第55条の8）	第3節 <u>共生型障害児通所支援に関する基準（第55条の2－第55条の5）</u>
第3章 [略]	第4節 基準該当通所支援に関する基準（第55条の6－第55条の12）
第4章 放課後等デイサービス	第3章 [略]
第1節・第2節 [略]	第4章 放課後等デイサービス
第3節 基準該当通所支援に関する基準（第72条の2－第72条の4）	第1節・第2節 [略]
	第3節 <u>共生型障害児通所支援に関する基準（第72条の2）</u>
	第4節 基準該当通所支援に関する基準（第72条の3－第72条の6）
	第5章 <u>居宅訪問型児童発達支援</u>
	第1節 基本方針（第72条の7）
	第2節 <u>設備及び運営に関する基準（第72条の8－第72条の14）</u>
第5章 [略]	第6章 [略]
第6章 [略]	第7章 [略]

第7章 [略]

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第2項第1号並びに第21条の5の18第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第8項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(2)～(4) [略]

(5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の28第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(6)～(9) [略]

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定に基づき通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又

第8章 [略]

附則

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の15第3項第1号、第21条の5の17第1項第1号及び第2号並びに第21条の5の19第1項及び第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者の要件並びに指定通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 通所給付決定保護者 法第6条の2の2第9項に規定する通所給付決定保護者をいう。

(2)～(4) [略]

(5) 通所利用者負担額 法第21条の5の3第2項第2号（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）に掲げる額及び肢体不自由児通所医療（法第21条の5の29第1項に規定する肢体不自由児通所医療をいう。以下同じ。）につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した費用の額から当該肢体不自由児通所医療につき支給された肢体不自由児通所医療費の額を控除して得た額の合計額をいう。

(6)～(9) [略]

(10) 法定代理受領 法第21条の5の7第11項（法第21条の5の13第2項の規定により、同条第1項に規定する放課後等デイサービス障害児通所給付費等の支給について適用する場合を含む。）の規定に基づき通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う指定通所支援に要した費用の額又

は法第21条の5の28第3項の規定に基づき通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11) [略]

(12) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業及び第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の要件）

第3条 法第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」

は法第21条の5の29第3項の規定に基づき通所給付決定保護者に代わり市町村が支払う肢体不自由児通所医療に要した費用の額の一部を指定障害児通所支援事業者等が受けることをいう。

(11) 共生型通所支援 法第21条の5の15第1項の規定による法第21条の5の3第1項の指定（法第21条の5の17第1項に規定する者の申請に係るものに限る。）を受けた者による指定通所支援をいう。

(12) [略]

(13) 多機能型事業所 第5条に規定する指定児童発達支援の事業、第56条に規定する指定医療型児童発達支援の事業、第66条に規定する指定放課後等デイサービスの事業、第72条の7に規定する指定居宅訪問型児童発達支援の事業及び第73条に規定する指定保育所等訪問支援の事業並びに指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第81号）第79条に規定する指定生活介護の事業、同条例第142条に規定する指定自立訓練（機能訓練）の事業、同条例第152条に規定する指定自立訓練（生活訓練）の事業、同条例第162条に規定する指定就労移行支援の事業、同条例第173条に規定する指定就労継続支援A型の事業及び同条例第186条に規定する指定就労継続支援B型の事業のうち2以上の事業を一体的に行う事業所（同条例に規定する事業のみを行う事業所を除く。）をいう。

（指定障害児通所支援事業者の要件）

第3条 法第21条の5の15第3項第1号の条例で定める者は、法人とする。ただし、法第6条の2の2第3項に規定する医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等）

第6条 指定児童発達支援の事業を行う者（以下「指定児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定児童発達支援事業所」

という。) (児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。) に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 指導員又は保育士 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる指導員又は保育士の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を指導員又は保育士の合計数に含めることができる。

3・4 [略]

5 第1項第1号の指導員又は保育士のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 [略]

という。) (児童発達支援センターであるものを除く。以下この条において同じ。) に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

(1) 児童指導員(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年岩手県条例第87号)第57条に規定する児童指導員をいう。以下同じ。)、保育士又は学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他規則で定める者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下「障害福祉サービス経験者」という。) 指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

(2) [略]

2 前項各号に掲げる従業者のほか、指定児童発達支援事業所において日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う場合には、機能訓練担当職員(日常生活を営むのに必要な機能訓練を担当する職員をいう。以下同じ。)を置かなければならない。この場合において、当該機能訓練担当職員が指定児童発達支援の単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定児童発達支援の提供に当たる場合には、当該機能訓練担当職員の数を児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数に含めることができる。

3・4 [略]

5 第1項第1号の児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

6 第1項第1号の児童指導員、保育士及び障害福祉サービス経験者の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

7 [略]

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) [略]

(2) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岩手県条例第87号）第57条に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、アからウまでに定める数

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 [略]

2・3 [略]

第7条 指定児童発達支援事業者が指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターであるものに限る。以下この条において同じ。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。ただし、40人以下の障害児を通わせる指定児童発達支援事業所にあつては第3号の栄養士を、調理業務の全部を委託する指定児童発達支援事業所にあつては第4号の調理員を置かないことができる。

(1) [略]

(2) 児童指導員及び保育士 次のアからウまでに掲げる従業者の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める数

ア～ウ [略]

(3)～(5) [略]

2～6 [略]

（指定児童発達支援の取扱方針）

第27条 [略]

2・3 [略]

4 次に掲げる事項についての指定児童発達支援の質の評価に係る前項の規定の適用については、同項中「行い」とあるのは、「自ら行うとともに、当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児の保護者による評価を受けて」とする。

(1) 当該指定児童発達支援事業者を利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

5 指定児童発達支援事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の規定により読み替えて適用する第3項の評価及び改善の内容をインターネットの利

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 [略]

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(苦情解決)

第51条 [略]

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定に基づき知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4・5 [略]

用その他の方法により公表しなければならない。

(情報の提供等)

第49条 指定児童発達支援事業者は、指定児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 [略]

(利益供与等の禁止)

第50条 指定児童発達支援事業者は、障害児相談支援事業者、障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定児童発達支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

(苦情解決)

第51条 [略]

2 [略]

3 指定児童発達支援事業者は、提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の22第1項の規定に基づき知事又は市町村長（以下この項及び次項において「知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して知事等が行う調査に協力するとともに、知事等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4・5 [略]

(地域との連携等)

第52条 [略]

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第52条 [略]

2 指定児童発達支援事業者（児童発達支援センターである児童発達支援事業所において、指定児童発達支援の事業を行うものに限る。）は、通常の事業の実施地域の障害児の福祉に関し、障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法第1条に規定する幼稚園、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他児童が集団生活を営む施設からの相談に応じ、助言その他の必要な援助を行うよう努めなければならない。

第3節 共生型障害児通所支援に関する基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定生活介護事業者の基準）

第55条の2 児童発達支援に係る共生型通所支援（以下「共生型児童発達支援」という。）の事業を行う指定生活介護事業者（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業者をいう。以下同じ。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定生活介護事業所（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条第1項に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。）の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者等の基準）

第55条の3 共生型児童発達支援の事業を行う指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。）又

は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

（2） 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

（共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者等の基準）

第55条の4 共生型児童発達支援の事業を行う指定小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）（以下「指定小規模多機能型居宅介護事業者等」という。）又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「指定地域密着型介護予防サービス基準」という。）第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

（1） 指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準

第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)
若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)
)又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第63条第1項若しくは第171条第1項又は指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第1項に規定する登録者をいう。))の数と共生型生活介護(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第95条の2に規定する共生型生活介護をいう。)、共生型自立訓練(機能訓練)(同条例第149条の2に規定する共生型自立訓練(機能訓練)をいう。)若しくは共生型自立訓練(生活訓練)(同条例第159条の2に規定する共生型自立訓練(生活訓練)をいう。)又は共生型児童発達支援若しくは共生型放課後等デイサービス(第72条の2に規定する共生型放課後等デイサービスをいう。)を利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等又は指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)、サテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型サービス基準第171条第8項に規定するサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。)又はサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第44条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規

第3節 [略]

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第55条の2 [略]

(設備の基準)

第55条の3 [略]

(利用定員)

第55条の4 [略]

(準用)

第55条の5 第1節及び前節(第6条、第7条、第9条から第12条まで、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第55条の6 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第80条に規定する指定生活介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(同条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所(同条例第80条に規定する指定生活介護事業所をいう。以下同じ。)を基準該当児童発達支援事業所

模多機能型居宅介護事業所をいう。)にあつては、18人)以下とするこ
と。

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める基準

(準用)

第55条の5 前2節(第6条、第7条及び第10条から第12条までを除く。)

の規定は、共生型児童発達支援の事業について準用する。

第4節 [略]

(基準該当児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第55条の6 [略]

(設備の基準)

第55条の7 [略]

(利用定員)

第55条の8 [略]

(準用)

第55条の9 第1節及び第2節(第6条、第7条、第9条から第12条まで、第24条第1項及び第4項、第25条、第26条第1項、第32条、第34条、第47条並びに第52条第2項を除く。)の規定は、基準該当児童発達支援の事業について準用する。

(指定生活介護事業所に関する特例)

第55条の10 次に掲げる要件を満たした指定生活介護事業者が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定生活介護(指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第79条に規定する指定生活介護をいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該指定生活介護を基準該当児童発達支援と、当該指定生活介護を行う指定生活介護事業所を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(前条(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除

とみなす。この場合において、この節（前条（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、当該指定生活介護事業所が提供する指定生活介護の利用者の数を指定生活介護の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定生活介護を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定生活介護事業所として必要とされる数以上であること。

(2) [略]

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第55条の7 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第74号）第100条に規定する指定通所介護事業者をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。）第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（同条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所（同条例第100条に規定する指定通所介護事業所をいう。）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第55条の5（第24条第2項、

く。）の規定は、当該指定生活介護事業所については、適用しない。

(1) 当該指定生活介護事業所の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(2) [略]

(指定通所介護事業所等に関する特例)

第55条の11 次に掲げる要件を満たした指定通所介護事業者等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定通所介護（指定居宅サービス等の事業の設備及び運営に関する基準等を定める条例第99条に規定する指定通所介護をいう。）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準第19条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供する場合には、当該指定通所介護等を基準該当児童発達支援と、当該指定通所介護等を行う指定通所介護事業所等を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節（第55条の9（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。)を除く。)の規定は、当該指定通所介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所等が提供する指定通所介護等の利用者の数を指定通所介護等の利用者の数及びこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる指定通所介護等を受ける障害児の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所等として必要とされる数以上であること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第55条の8 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者

(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者

(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業者をいう。)が地域において児童発達支援が提供されて

いないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して

指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)

又は指定看護小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)

のうち通いサービス(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)

を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第63条第1項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

(指定地域密着型サービス基準第171条第1項に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護事業所をいう。)(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)を基準該当児童発達支援事業所とみなす。こ

(1) 当該指定通所介護事業所等の従業者の員数が、省令に規定する数以上であること。

(2) [略]

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第55条の12 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者

等が地域において児童発達支援が提供されていないこと等により児童発達支援を受けることが困難な障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護

(指定地域密着型サービス基準第62条に規定する指定小規模多機能型居宅介護をいう。)又は指定看護小規模多機能型居宅介護

(指定地域密着型サービス基準第170条に規定する指定看護小規模多機能型居宅介護をいう。)のうち通いサービス

(指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する通いサービスをいう。以下この条において同じ。)

を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当児童発達支援と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等

を基準該当児童発達支援事業所とみなす。この場合において、この節(第55条の9(第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。))を除く。)

の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

の場合において、この節（第55条の5（第24条第2項、第3項、第5項及び第6項の規定を準用する部分に限る。）を除く。）の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については、適用しない。

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の4において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（指定地域密着型サービス基準第63条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

(運営規程)

第64条 [略]

(1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者（指定地域密着型サービス基準第63条第1項又は第171条第1項に規定する登録者をいう。）の数と指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、同条例第150条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは同条例第160条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又はこの条の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは第72条の6において準用するこの条の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所又はサテライト型指定看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。

(2) [略]

(運営規程)

第64条 [略]

(情報の提供等)

第64条の2 指定医療型児童発達支援事業者は、指定医療型児童発達支援を利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定医療型児童発達支援事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定医療型児童発達支援事業者は、当該指定医療型児童発達支援事業者

(準用)

第65条 第13条から第23条まで、第25条、第27条から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第49条第1項、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第64条」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第61条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第67条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童指導員、保育士又は学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者その他規則で定める者であって2年以上障害福祉サービスに係る業務に従事したもの(以下この条において「障害福祉サービス経験者」という。) 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

- (2) [略]

について広告をする場合において、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはない。

(準用)

第65条 第13条から第23条まで、第25条、第27条(第4項及び第5項を除く。)から第35条まで、第37条、第39条から第42条まで、第44条から第48条まで、第50条から第53条まで及び第55条の規定は、指定医療型児童発達支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第64条」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第61条」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「医療型児童発達支援計画」と、第35条中「医療機関」とあるのは「他の専門の医療機関」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

(指定放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第67条 指定放課後等デイサービスの事業を行う者(以下「指定放課後等デイサービス事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げるとおりとし、その員数は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者 指定放課後等デイサービスの単位ごとにその提供を行う時間帯を通じて専ら当該指定放課後等デイサービスの提供に当たる児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数が、ア又はイに掲げる障害児の数の区分に応じ、それぞれア又はイに定める数以上

ア・イ [略]

- (2) [略]

2～7 [略]

(情報の提供等)

第71条の2 指定放課後等デイサービス事業者は、指定放課後等デイサービスを利用しようとする障害児が、これを適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定放課後等デイサービス事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行わなければならない。

2 指定放課後等デイサービス事業者は、当該指定放課後等デイサービス事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽の又は誇大なものとしてはならない。

3 指定放課後等デイサービス事業者は、その提供する指定放課後等デイサービスに係る次に掲げる事項について自ら評価を行うとともに、当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児の保護者による評価を受けて、常にその改善を図らなければならない。

(1) 当該指定放課後等デイサービスを利用する障害児及びその保護者の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた支援を提供するための体制の整備の状況

(2) 前号に掲げるもののほか、規則で定める事項

4 指定放課後等デイサービス事業者は、おおむね1年に1回以上、前項の評価及び改善の内容をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで(第27条第3項を除く。)、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放

2～7 [略]

(準用)

第72条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定放課後等デイサービスの事業について準用する。この場合において、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第71条」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第71条第2項」と、第27条第

課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第3節 [略]

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第72条の2 [略]

(設備の基準)

第72条の3 [略]

(利用定員)

第72条の3の2 [略]

(準用)

第72条の4 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条(第3項を除く。)、第28条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の6から第55条の8まで、第66条、第71条(第1項を除く。)及び第71条の2の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「放課後等デイサービス計画」と読み替えるものとする。

第3節 共生型障害児通所支援に関する基準

(準用)

第72条の2 第8条、第9条、第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条の4まで、第66条及び第71条の規定は、共生型放課後等デイサービス(放課後等デイサービスに係る共生型通所支援をいう。)の事業について準用する。

第4節 [略]

(基準該当放課後等デイサービス事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第72条の3 [略]

(設備の基準)

第72条の4 [略]

(利用定員)

第72条の5 [略]

(準用)

第72条の6 第8条、第13条から第23条まで、第26条第2項、第27条から第31条まで、第33条、第35条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項、第53条から第55条まで、第55条の10から第55条の12まで、第66条及び第71条(第1項を除く。)の規定は、基準該当放課後等デイサービスの事業について準用する。

第5章 居宅訪問型児童発達支援

第1節 基本方針

第72条の7 居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援(以下「指定居宅訪問型児童発達支援」という。)の事業は、障害児が日常生活における基

本動作及び知識技能を習得し、並びに生活能力の向上を図ることができるよう、当該障害児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な支援を行うものでなければならない。

第2節 設備及び運営に関する基準

(指定居宅訪問型児童発達支援事業所に置くべき従業者及びその員数等)

第72条の8 指定居宅訪問型児童発達支援の事業を行う者（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。）に置くべき従業者及びその員数等は、省令に規定するところによる。

(準用)

第72条の9 第8条の規定は、指定居宅訪問型児童発達支援の事業について準用する。

(設備の基準)

第72条の10 指定居宅訪問型児童発達支援事業所には、指定居宅訪問型児童発達支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、専ら指定居宅訪問型児童発達支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第72条の11 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族から提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第72条の12 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発

達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅訪問型児童発達支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定居宅訪問型児童発達支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（指定居宅訪問型児童発達支援事業所が通常時に指定居宅訪問型児童発達支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定居宅訪問型児童発達支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第72条の13 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、指定居宅訪問型児童発達支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。

（準用）

第72条の14 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで及び第64条の2の規定は、指定居宅訪問型児童発達支

第5章 [略]

第1節 [略]

第73条 [略]

(設備の基準)

第76条 指定保育所等訪問支援事業所には、指定保育所等訪問支援の事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定保育所等訪問支援の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項に規定する設備、備品等は、専ら指定保育所等訪問支援の事業の用に供するものでなければならない。ただし、障害児の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(身分を証する書類の携行)

第77条 指定保育所等訪問支援事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び障害児、通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族又は訪問する施設から身分を証する書類の提示を求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(通所利用者負担額の受領)

第78条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から当該指定保育所等訪問支援に係る通所利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定保育所等訪問支援事業者は、法定代理受領を行わない指定保育所等訪問支援を提供したときは、通所給付決定保護者から、当該指定保育所等

援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第72条の13」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第72条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第72条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「居宅訪問型児童発達支援計画」と読み替えるものとする。

第6章 [略]

第1節 [略]

第73条 [略]

(設備の基準に関する規定の準用)

第76条 第72条の10の規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。

第77条から第79条まで 削除

訪問支援に係る指定通所支援費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定保育所等訪問支援事業者は、前2項に規定する支払を受ける額のほか、通所給付決定保護者の選定により通常の事業の実施地域（指定保育所等訪問支援事業所が通常時に指定保育所等訪問支援を提供する地域をいう。）以外の地域において指定保育所等訪問支援を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を通所給付決定保護者から受けることができる。

4 指定保育所等訪問支援事業者は、前3項に規定する費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った通所給付決定保護者に対し交付しなければならない。

5 指定保育所等訪問支援事業者は、第3項の交通費については、あらかじめ、通所給付決定保護者に対し、その額について説明を行い、当該通所給付決定保護者の同意を得なければならない。

（運営規程）

第79条 指定保育所等訪問支援事業者は、指定保育所等訪問支援事業所ごとに、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

（準用）

第80条 第13条から第23条まで、第25条から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条から第51条まで、第52条第1項及び第53条から第55条までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第79条」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第78条」と、第28条中「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

（準用）

第80条 第13条から第23条まで、第25条、第26条、第27条（第4項及び第5項を除く。）から第31条まで、第33条、第35条から第37条まで、第39条、第42条、第44条から第46条まで、第48条、第50条、第51条、第52条第1項、第53条から第55条まで、第64条の2及び第72条の11から第72条の13までの規定は、指定保育所等訪問支援の事業について準用する。この場合において、第13条第1項中「第38条」とあるのは「第80条において準用する第72条の13」と、第17条中「いう。第52条第2項において同じ。」とあるのは「いう。」と、第23条第2項中「次条」とあるのは「第80条において準用する第72条の12」と、第26条第2項中「第24条第2項」とあるのは「第80条において準用する第72条の12第2項」と、第27条第1項及び第28条中

第6章 [略]

(従業者の員数に関する特例)

第81条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第57条、第67条第1項、第2項及び第4項並びに第74条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。）」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第57条中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第67条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定

「児童発達支援計画」とあるのは「保育所等訪問支援計画」と、第44条中「従業者の勤務の体制、前条の協力医療機関」とあるのは「従業者の勤務の体制」と読み替えるものとする。

第7章 [略]

(従業者の員数に関する特例)

第81条 多機能型事業所（この条例に規定する事業のみを行う多機能型事業所に限る。）に係る事業を行う者に対する第6条第1項、第2項及び第4項、第7条、第57条、第67条第1項、第2項及び第4項、第72条の8並びに第74条の規定の適用については、第6条第1項中「事業所（以下「指定児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、第7条第1項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第2号ア中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項及び第3項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第4項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第5項中「指定児童発達支援」とあるのは「指定通所支援」と、同条第6項中「指定児童発達支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」と、「指定児童発達支援の」とあるのは「指定通所支援の」と、第57条中「事業所（以下「指定医療型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第67条第1項中「事業所（以下「指定放課後等デイサービス事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同項第1号中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、同条第2項中「指定放課後等デイサービス事業所」とあるのは「多機能型事業所

放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 [略]

第7章 [略]

第84条 [略]

」と、「指定放課後等デイサービスの」とあるのは「指定通所支援の」と、同条第4項中「指定放課後等デイサービス」とあるのは「指定通所支援」と、第72条の8中「事業所（以下「指定居宅訪問型児童発達支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、第74条第1項中「事業所（以下「指定保育所等訪問支援事業所」という。））」とあるのは「多機能型事業所」と、同条第2項中「指定保育所等訪問支援事業所」とあるのは「多機能型事業所」とする。

2 [略]

第8章 [略]

第84条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

（指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第2条 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第80号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第2項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>並びに第24条の12第1項及び第2項の規定により、指定障害児入所施設の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設の要件）</p> <p>第3条 <u>法第24条の9第2項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第2項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p> <p>6 指定福祉型障害児入所施設が、指定障害者支援施設の指定を受け、かつ</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）<u>第24条の9第3項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>並びに第24条の12第1項及び第2項の規定により、指定障害児入所施設の要件並びに指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。</p> <p>（指定障害児入所施設の要件）</p> <p>第3条 <u>法第24条の9第3項</u>において準用する<u>法第21条の5の15第3項第1号</u>の条例で定める者は、法人とする。</p> <p>（設備の基準）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2～5 [略]</p>

、指定入所支援と施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定障害者支援施設の設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岩手県条例第82号）第8条に定める基準を満たすことをもって、前各項に定める基準を満たしているものとみなすことができる。

（利益供与等の禁止）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第16項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

（利益供与等の禁止）

第47条 指定福祉型障害児入所施設は、障害児相談支援事業を行う者若しくは障害者総合支援法第5条第18項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者（次項において「障害児相談支援事業者等」という。）、障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、障害児又はその家族に対して当該指定福祉型障害児入所施設を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の指定を受けている者が指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う事業所（同法第43条に規定する児童発達支援センターであるもの及び主として同法第7条第2項に規定する重症心身障害児を通わせるものを除く。）に置くべき従業者及びその員数等は、第1条の規定による改正後の指定障害児通所支援の事業等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条（第3項を除く。）の規定にかかわらず、平成31年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 3 指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第2条第1号に規定する指定福祉型障害児入所施設（以下「指定福祉型障害児入所施設」という。）であって、この条例の施行の際現に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第29条第1項の指定障害者支援施設の指定を受け、かつ、児童福祉法第24条の2第1項に規定する指定入所支援と障害者総合支援法第5条第1項に規定する施設障害福祉サービスを同一の施設において一体的に提供しているものに係る指定福祉型障害児入所施設の設備の基準については、第2条の規定による改正後の指定障害児入所施設等の設備及び運営に関する基準等を定める条例第6条の規定にかかわらず、平成33年3月31日までの間は、なお従前の例による。